

イ 建築基準法の規定に基づく 廃棄物処理施設の位置について

第85回 長野市都市計画審議会

令和4年8月5日

建設部 建築指導課

建築基準法第51条

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

建築基準法施行令第130条の2の2（抜粋）

（位置の制限を受ける処理施設）

第130条の2の2 法第51条本文の**政令で定める処理施設は**、次に掲げるものとする。

- 一 **廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項のごみ処理施設**（ごみ焼却場を除く。）
- 二 **次に掲げる処理施設**（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「**産業廃棄物処理施設**」という。）
 - イ **廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設**

廃棄物処理法施行令第5条（抜粋）

（一般廃棄物処理施設）

- 1 法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、**一日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設**とする。

廃棄物処理法施行令第7条（抜粋）

（産業廃棄物処理施設）

- 7 **廃プラスチック類の破砕施設**であって、**一日当たりの処理能力が5トンを超えるもの**
- 8の2 **第2条第2号に掲げる廃棄物（＝木くず）（事業活動に伴って生じたものに限る。）又はがれき類の破砕施設**であって、**一日当たりの処理能力が5トンを超えるもの**

建築基準法施行令第130条の2の3（抜粋）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

第130条の2の3 法第51条ただし書きの規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更

1日当たりの処理能力が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

チ 廃プラスチック類の破砕施設 6トン

又 木くず又はがれき類の破砕施設 100トン

1 申請者
長野市大字大豆島3397番地6
直富商事株式会社 代表取締役 木下 繁夫

2 建築場所
長野市大字大豆島字上之島3577番2他

3 建築物若しくは工作物又はその部分の概要
用途地域：工業専用地域
敷地面積：9,351.79㎡
主要用途：廃棄物処理施設
工事種別：新築
建物規模：

	①選別処理棟	②事務所棟	③ストックヤード棟	合計
建築面積	3,532.52 ㎡	111.78 ㎡	525.67 ㎡	4,169.97 ㎡
延べ面積	3,475.79 ㎡	223.56 ㎡	525.67 ㎡	4,225.02 ㎡

許可申請の理由

- ・秋古工場が土砂崩れで被災、一部使用不能で、復旧土木工事は長期化の見込み
- ・経済活動に伴う廃棄物の滞留を防ぐために、本社工場のある大豆島東工業団地(工業専用地域)に機能移転し、処理を早期再開したい
- ・市内で大規模災害が発生した場合、大量の災害ゴミ等の一般廃棄物のうち市で受入できない分の受入れ・処理を行えるように、一般廃棄物処理の許可を追加したい
- ・低炭素社会の実現に寄与するため、RPF(再生固形燃料)の製造施設を新設したい



廃棄物処理施設を備えた建築物の建築にあたり、
建築基準法第51条の許可申請を申請するもの

建築基準法第51条許可が必要な処理内容及び処理能力

【一般廃棄物】

災害時等に発生する大量の一般廃棄物や、市が受け入れ困難な処理困難物の受け入れを想定

処理内容	処理能力	許可対象
破砕（粗破砕機 選別前処理） =①	※ 209.28 t/日	5 t/日 以上
選別	338.40 t/日	
圧縮・結束（選別後処理）	※ 142.87 t/日	
破砕（二軸破砕機 硬質廃棄物用） =②	※ 432.00 t/日	
破砕（一軸破砕機 RPF製造前処理） =③	※ 69.93 t/日	
圧縮・固化（RPF製造処理）	31.20 t/日	
切断	※ 36.00 t/日	
選別（廃石膏ボードの選別処理）	204.00 t/日	

※処理品目のうち代表的な廃プラスチック類の処理能力(処理品目に限らず1日5t以上の処理を行うものは要許可)

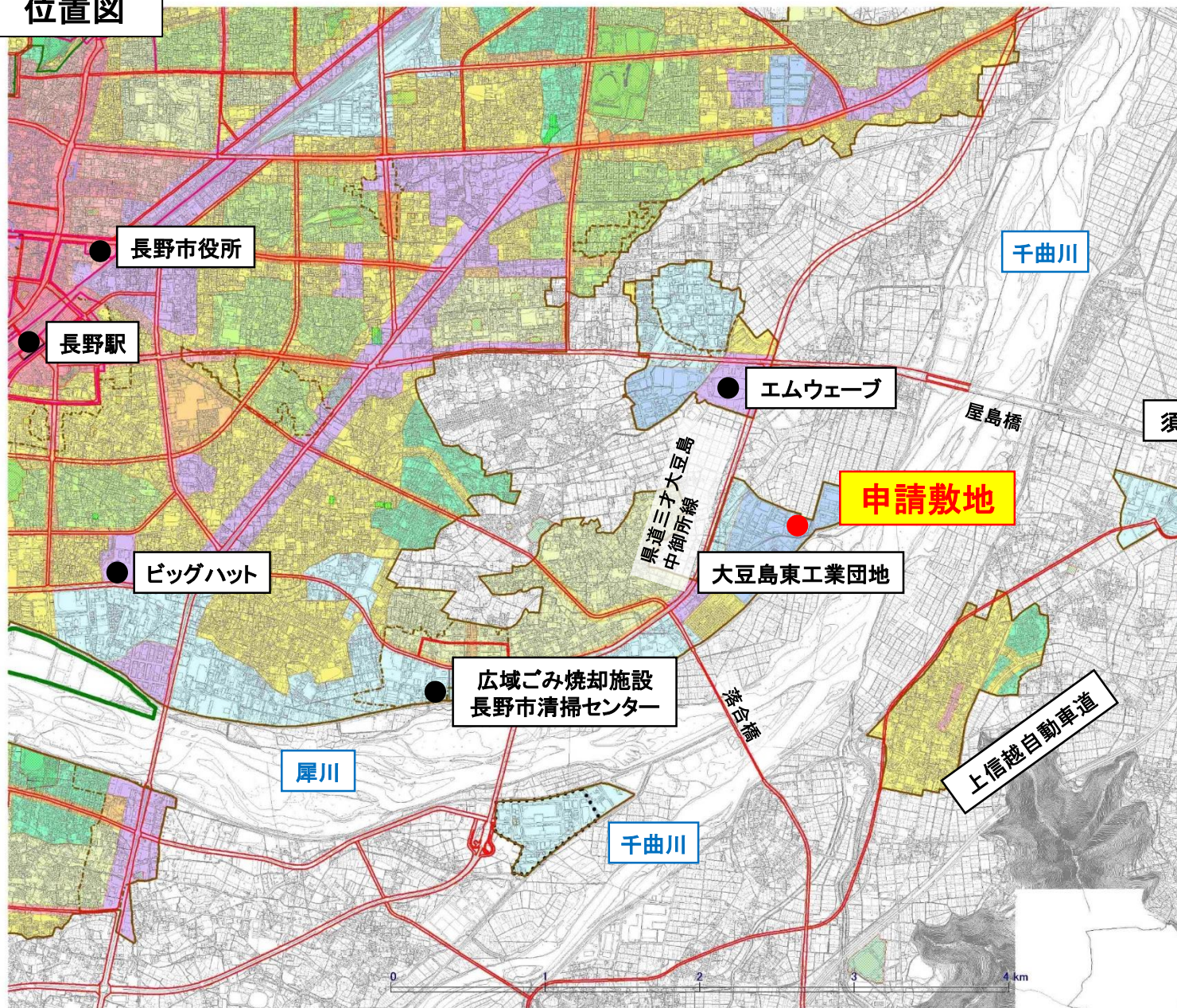
建築基準法第51条許可が必要な処理内容、処理品目及び処理能力

【産業廃棄物】

処理内容		処理品目	処理能力 [※]	許可対象
破 碎	①粗破碎機 (選別前処理)	廃プラスチック類	209.28 t/日	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック 6 t/日 超え ・木くず、がれき 100t/日 超え
		木くず	361.92 t/日	
		がれき類	389.28 t/日	
	②二軸破碎機 (硬質廃棄物用)	廃プラスチック類	432.00 t/日	
		木くず	609.60 t/日	
		がれき類	746.40 t/日	
	③一軸破碎機 (RPF製造前処理)	廃プラスチック類	69.93 t/日	
		木くず	84.12 t/日	

※各品目を単独処理した場合の処理能力

位置図



須坂市

須坂長野東I.C

凡 例	
計画の種別	計画の名称 表示
行政	都市計画区域
市街化区域	市街化区域
土地利用	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
用途地域 (住居系)	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
計画	工業地域
	工業専用地域
	高度利用地区
その他	特別用途地区
	風致地区
	防火地域
	準防火地域
都市施設	生産緑地地区
	駐車場整備地区
市街地	交通施設
	公共空地
市街地	河川
	土地地区画整理事業
市街地	市街地再開発事業区域
	地区計画
参考	D D (平成17年国勢調査より)

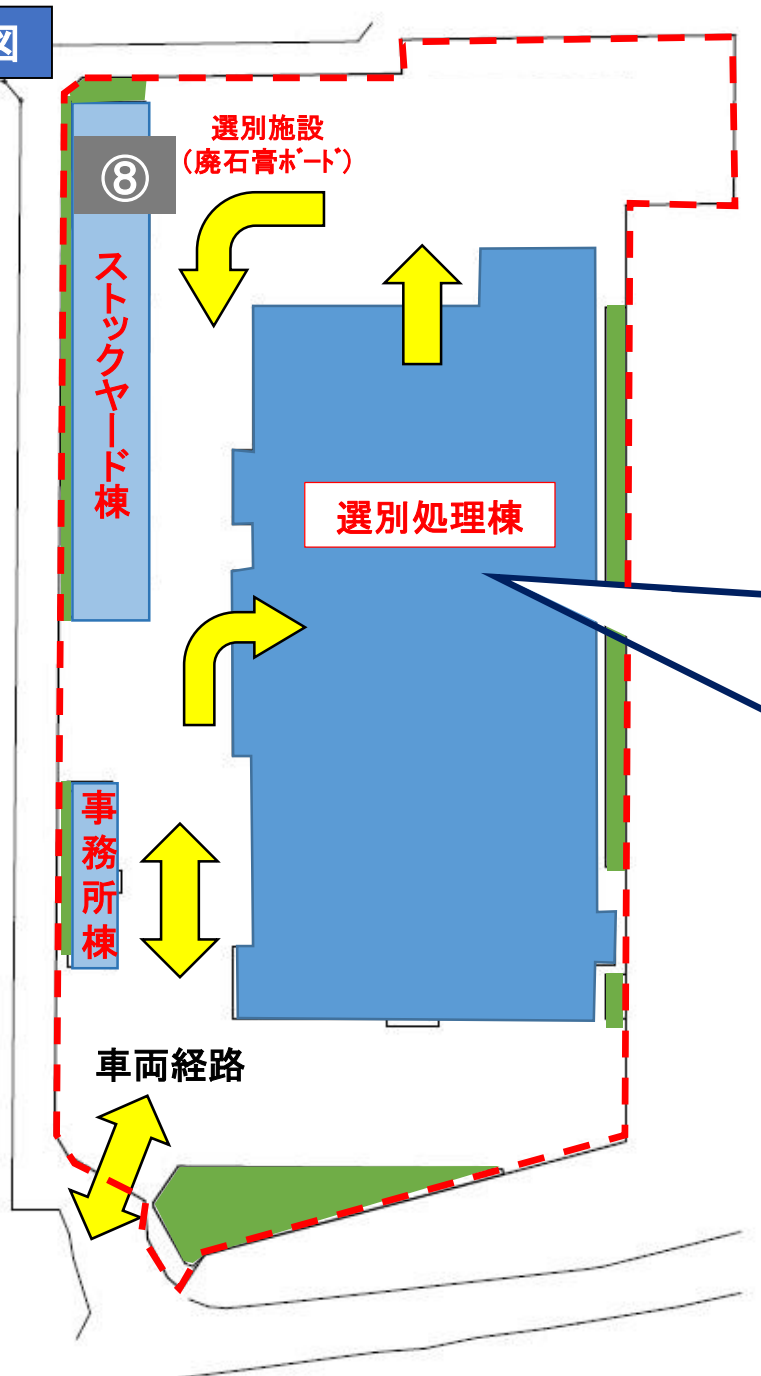
都市計画図



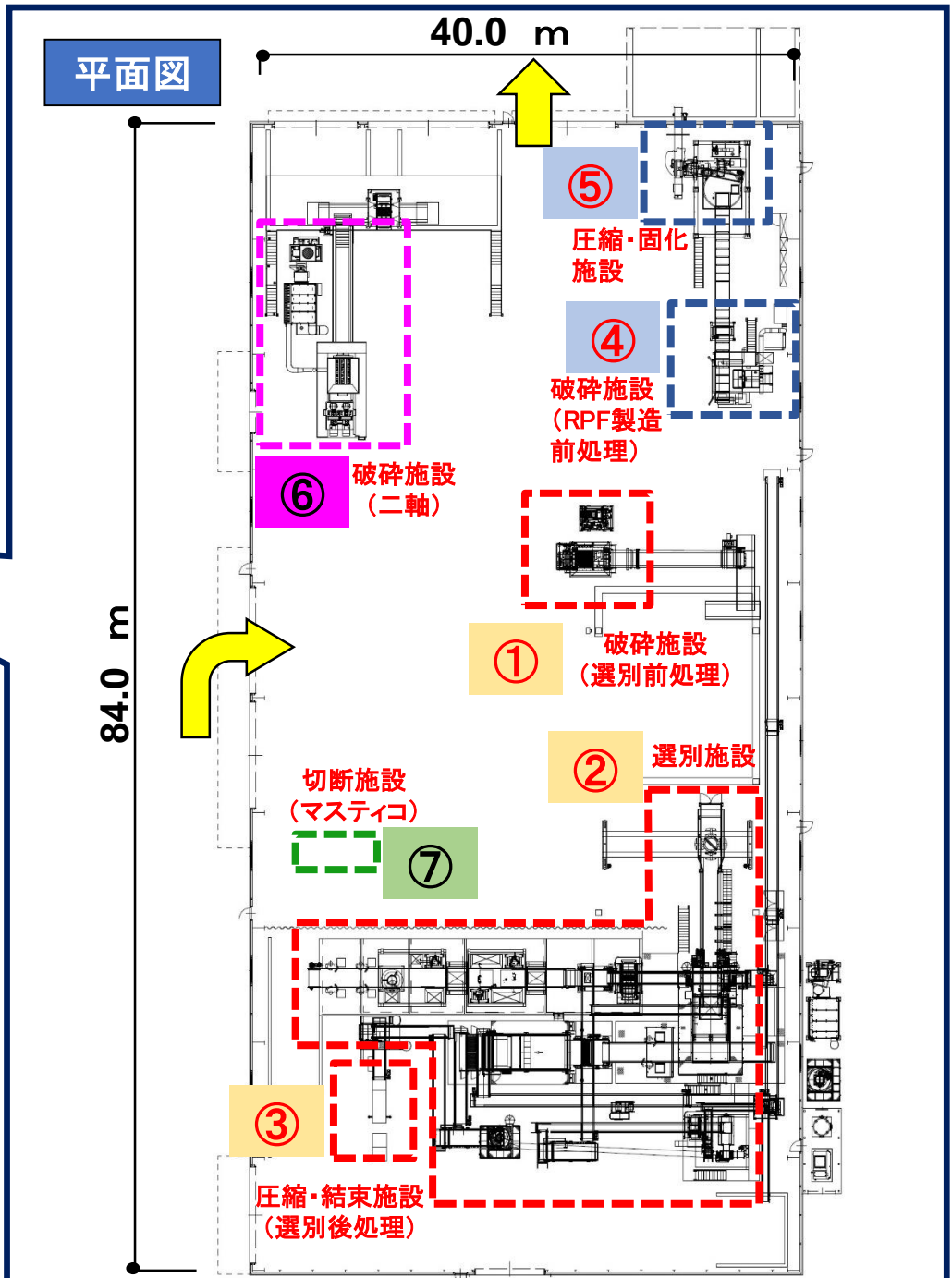
周辺土地利用図



配置図



平面図



敷地の位置の検討表1

項目	判断基準	判断結果(可とした理由)
周囲の状況	① 宅地化、市街化が促進される区域でないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地は、工業専用地域(工業の利便性を増進するために定める地域)に指定された大豆島東工業団地内に位置するとともに、道路を挟んだ北側一帯は農業振興地域農用地区域に指定された農地が広がっていることから、宅地化、市街化が促進される可能性は低い ・隣接地には申請者の本社工場や本社第二工場が稼働しており、同種の事業が行われていることから周辺土地利用状況との整合が図れる
	② 近隣に教育施設、福祉施設が存在しないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の幼稚園が直線距離で約500mの位置にあるが、申請敷地とは県道三才大豆島中御所線を挟んで反対側であり、車両の搬入・搬出ルート外でもある ・福祉施設については1km以上離れており、影響はほぼないと考えられる ・小中学校、医療施設は半径1km以内になし
	③ 災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への二次的被害拡大の恐れがないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・平坦な地形で土砂災害の発生はない ・浸水想定は3m～5m未満であり、申請地が位置する大豆島から松岡の工業地域、工業専用地域一帯は、ほぼ浸水可能性の有る区域である。ただし、社内BCP計画に基づき、工場の外に保管する予定の廃棄物は洪水等災害予測時には事前に工場内に移動させるなど、周辺への流出を防ぐような対応が計画されることから、二次被害の恐れは少ないと考えられる

敷地の位置の検討表2

項目	判断基準	判断結果(可とした理由)
環境への配慮	①施設設置に伴い公害対策の関係法令に関して適合することが確実に認められること	<p>申請敷地は工業専用地域であり、騒音及び振動規制法対象区域外であるが、施設稼働後の騒音や振動予測値が自主規制値を超えないことを確認している。隣接する本社工場や第二工場では、毎月、騒音及び振動の測定を行い、自主規制基準値以下であることを確認しており、この測定は、処理施設新設後も引き続き実施していく。</p> <p>また、粉じん(浮遊粒子状物質)の発生予測値についても環境基準を満たすことを確認済。</p>
の影 響 運搬車両の周辺地域へ	① 交通渋滞による道路交通に支障がないこと	<p>申請地周辺の収集運搬車両の通行予定交差点について、現在の交通量を調査し、施設稼働に伴う収集運搬車両の増加台数を加味した渋滞予測を計算した結果、交通容量を下回ることを確認済。</p>
	② 交通安全上支障がないこと	<p>車両経路は、両側歩道や支障ない幅員の道路であり、運搬車両についても、近隣住宅団地内への終日進入禁止や、車両によって通行ルートを制限するなど、社内で交通安全を徹底しており、交通安全上支障ないと考えられる。</p>
景観への配慮	①施設の高さ、大きさに応じて植樹等により、景観への配慮がされていること	<p>長野市緑を豊かにする条例に定める緑化基準や、工場立地法の緑化基準を満たす計画となっており景観へ配慮されていると考えられる。</p>

住民説明会の概要

令和4年3月22日【事業計画概要説明会】

対象：大豆島下区、南屋島区（敷地から200m内）出席者：32名

- (質問1) 「生活環境」や「交通環境」などが心配。今後行う振動や臭気の調査はどのような頻度で行うか。
- (回答1) 測定は、計画段階と施設稼働後に行い、稼働後については定期的に測定を行う（現在は毎月1回実施）。また測定結果は年に1回環境保全懇談会で報告を行う。
- (質問2) 現在秋古工場で行っている処理量をそのまま大豆島で行うのか。医療系廃棄物はあるのか。
- (回答2) 焼却施設は秋古に残るが、被災した機能を中心に大豆島へ移す予定。処理量は増えない予定。感染性廃棄物は焼却処理になるので秋古で行う。
- (質問3) 水害時に廃棄物が流れ出すようなことはないか。
- (回答3) 廃棄物の流出防止のため、建屋内に収納格納します。
- (質問4) 今回、この地に施設を持ってくる理由は。
- (回答4) 規模、広さを必要とするため、他の地も検討しましたが、当社の敷地内である当地が最適であると考えた。
- (質問5) 施設の高さはどのくらいになるか。土地が日影にならないよう考慮してほしい。
- (回答5) 約11～12mで現在の本社工場の建屋と同じくらい。配置や高さなどは十分検討しながら進める。
- (質問6) 破碎機の粉じん対策はどうなっているか。
- (回答6) 破碎機は建屋の中に設置し、粉じんの飛散を抑える。また破碎機毎に集塵機を設置する。
- (質問7) 今後、周辺土地の取得や賃借を考えているか。
- (回答7) 現時点で計画はない。